

## 豊寒別川水系流域治水協議会 規約

### (設置)

第1条 「宗谷総合振興局管内二級水系流域治水協議会」を廃止し「豊寒別川水系流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

### (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、稚内建設管理部が所管する豊寒別川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にあたる者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関の代理による対応を認める。
- 3 協議会を進めていくにあたり、その他の関係機関等についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

### (幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に関する検討などを行い、その結果を協議会へ報告する。
- 3 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会は、各幹事の名により、各機関の代理による対応を求める。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に上げる事項を実施する。

- 1 稚内建設管理部が所管している豊寒別川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、対応した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(オブザーバー)

第7条 協議会及び幹事会には、流域治水に関する助言を求めするため、別表3にある機関をオブザーバーに置く。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、宗谷総合振興局建設管理部事業室治水課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定するものとする。

(附則)

本規約は、令和5年3月 日から施行する。

別表1 豊寒別川水系流域治水協議会 構成員一覧

機関名	構成員
宗谷総合振興局	局長
宗谷森林管理署	副局長(建設管理部担当)、副局長兼地域創生総括署長
浜頓別町	町長

別表2 豊寒別川水系流域治水協議会 幹事一覧

機関名	構成員
宗谷総合振興局	地域創生部 地域政策課主幹 産業振興部 農村振興課長、林務課長
宗谷森林管理署	稚内建設管理部 維持管理課長、治水課長
浜頓別町	次長 総務課長、建設課長

別表3 豊寒別川水系流域治水協議会 オブザーバー

機関名
稚内開発建設部技術管理課